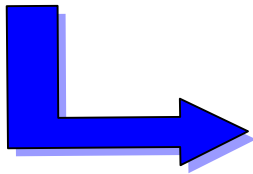


運転席から見えますか！

道路交通法違反です！

運転者は、視野を妨げるような積載をして車両を運転してはならない。

【道路交通法第55条第2項】



車内助手席側の状況

罰則等

5万円以下の罰金

反則金・・・普通6,000円、大型7,000円

点数・・・1点



視野が妨げられた状態での運転は、重大事故につながります！！

ドライバーの皆さんへ

- カーテン等を閉めた状態で走行するのはやめましょう。
- 車内の助手席等に視野を妨げる物を置かないようにしましょう。

大阪府警察